○国土交通省令第九十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十四条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　（略）	第一章・第二章　（略）
第三章　原動機付自転車の保安基準	第三章　原動機付自転車の保安基準（第五十九条―第六十七条の三）
第一節　一般原動機付自転車の保安基準（第五十九条―第六十六条の四）	
第二節　特定小型原動機付自転車の保安基準（第六十六条の五―第六十六条の十七）	
第三節　雑則（第六十七条―第六十七条の三）	
第四章　（略）	第四章　（略）
附則	附則
（用語の定義）	（用語の定義）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
一～十三の四　（略）	一～十三の四　（略）
十三の五　「一般原動機付自転車」とは、原動機付自転車であつて、次号に規定する特定小型原動機付自転車以外のものをいう。	（新設）
十三の六　「特定小型原動機付自転車」とは、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであつて、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。	（新設）
イ　原動機の定格出力が〇・六〇キロワット以下であること。	（新設）
ロ　告示で定める方法により測定した場合において、長さ一・九メートル以下、幅〇・六メートル以下であること。	（新設）
ハ　最高速度が二十キロメートル毎時以下であること。	（新設）
十四～十八　（略）	十四～十八　（略）
2　（略）	2　（略）
（後写鏡等）	（後写鏡等）
第四十四条　（略）	**第四十四条**　（略）
2　自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。次項及び第六十五条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。	2　自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。次項及び第六十四条の二において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
3～7　（略）	3～7　（略）